



資金名	責任共有	融資対象者	資金使用	融資限度額	融資期間 ( )は据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	申込先
④経営革新等支援資金	対象	県が定める特定の事業に取り組む中小企業者 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等（主たる目的が充電である設備は除く）を導入又は更新しようとする者 イ 中小企業行の「事業再構築補助金（成長分野進出枠（GX進出類型）」の交付決定を受けた者 (2) 経営革新計画の承認を受けた者 (3) 経営力向上計画の承認を受けた者 (4) 産業成長ビジョンに係る支援事業の採択を受けた者 (5) 県産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づき設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開を行う者 (6) くまもと産業支援財団から株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者 (7) 先端設備等導入計画の認定を受けた者 (8) 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 (9) 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた者 (10) 農工商等連携事業計画の認定を受けた者 (11) フードハレー構想に沿った事業を行う者で、要領に定める要件に該当する者 (12) 海外でビジネス展開を図ろうとする者 (13) 建設業者の合併等に対する特別措置を受けている者 (14) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく計画を実施する者 (15) 熊本県からプライム企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者 (16) 熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者 (17) 自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者 (18) 熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者 ※詳細については実施要領参照	設備 融資対象(1) 8,000万円 融資対象(2)～(18) 1企業 5,000万円 1組合 1億円	1企業 2,500万円 1組合 5,000万円	(1) 10年以内 (1年以内) (2)(3)(10) 【設備】1年以上7年以内 (1年以内) 【運転】1年以上5年以内 (1年以内) (4)～(9)、(11)～(18) 1年以上10年以内 (1年以内)	固定 年2.10%以内	(1) 年0.25～0.80% 「再エネ100宣言RE Action」 に参加している場合 年0.20% (4)～(7)、(9)、 (11)～(18) 年0.25～1.70% (2)(3)(10) 年0.77% (8) 年0.72% ※県補助後	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
⑤新事業展開支援資金	対象	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと異業種への進出を図る者又は進出後1年未満の者 (2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年未満の者 (3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内で設立した会社で、設立後1年未満の者	設備 1企業 5,000万円 1組合 1億円	1企業 2,500万円 1組合 5,000万円	1年以上10年以内 (1年以内)	7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.20%以内	年0.45～1.90%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
⑥中小企業短期資金		季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者	運転	平均月商の3倍又は2,000万円 のいずれか低い額	1年以内	固定 年2.00%以内	金融機関の判断で保証付きとする 場合、保証協会所定の保証料 が必要	金融機関の定め による	金融機関の定めによる	取扱金融機関
⑦事業承継者おうえん資金	対象	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者 (2) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者で、次の①～⑥のいずれかに 該当する者 ① 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある者 ② 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある者 ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる者 ④ 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分 割をした者 ⑤ 当該代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は 当該事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償をする者 ⑥ その他諸費用が生じた者 (3) 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業 承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ⑤ 専門家（中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業 の承継に対する支援に係る事業を行う者）の確認を受けていること	設備 運転	5,000万円	1年以上10年以内 (1年以内)	7年以内 固定 年1.90%以内 7年超 固定 年2.00%以内	(1)、(2) 年0.45～0.50% (3) 年0.20～0.25% ※県補助後	必要に応じて 徴求	(1)(2) 原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要 (3) 徴求しない	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 (3)については、与信取引 のある金融機関
⑧経営改善資金	経営改善・ 再生支援強化型	対象/ 対象外	設備 運転	8,000万円	15年以内 (3年以内)	3年以内 固定 年1.60%以内 5年以内 固定 年1.75%以内 7年以内 固定 年1.90%以内 7年超 固定 年2.10%以内	年0.40%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
⑨台湾関連ビジネス拡大支援資金	一般枠	対象	設備 運転	8,000万円	1年以上10年以内 (1年以内)	固定 年2.10%以内	年0.35～1.80% ※県補助後	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 取扱金融機関
	海外投資枠	対象	台湾への直接 投資の事業に 資する資金	1億円	1年以上10年以内 (1年以内)	固定 年2.10%以内	年0.50% ※県補助後			取扱金融機関
⑩生産性向上等緊急支援資金	対象	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 申込金融機関から本資金による融資の実行と原則同時に本資金の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を 受けること (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行及び進捗報告を行うこと	設備 運転	1企業 8,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及 び運転設備資金3年以内)	7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.25%以内	(1) 年0.30～1.27% (2) 年0.34～1.43%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関
⑪経営力向上等緊急支援資金	モニタリング強化 型	対象	設備 運転	1企業 8,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及 び運転設備資金3年以内)	7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.15%以内	年0.23～0.95%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関